

博士後期課程の学生に徳島大学ゆめ奨学金を創設

徳島大学では平成21年度から、大学院博士後期課程に在学する学生を対象とした返還義務を課さない大学独自の奨学金制度を創設しました。

(報道概要)

徳島大学では、社会の様々な分野において活躍できる優秀な人材育成と大学院の充実を図るため、平成21年度入学生から、大学院博士後期課程（医科学教育部および口腔科学教育部の博士課程を含む。）の学生を対象に、大学独自に返還義務を課さない給付型の奨学金「徳島大学ゆめ奨学金」を創設しました。

国費外国人留学生等を除き、授業料免除を受けていない学生が主な対象として、前期および後期の学期ごとに選考の上、対象者の約7割を給付者として、授業料の半額に相当する額（年額約268,000円）を給付することとしています。

このゆめ奨学金の財源は、寄附金等の予算を充てることとしています。

お問い合わせ先

部局名 徳島大学学務部学務課

責任者 課長 出川隆富（いづかわ たかとみ）

担当者 生活支援係長 石井清貴

電話番号 088-656-7580

メールアドレス kyseikatuc@jim.tokushima-u.ac.jp